

## 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会との関係</u>  <u>地域協議会は、上記5に掲げる対象者の早期発見や適切な保護又は支援を図ることを目的としている。</u>  <u>一方で、子ども・若者支援地域協議会は、保護者の状況如何にかかわらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（対象年齢は30歳代までを想定）に対する支援を行うものであり、地域協議会とは設置目的が異なる。</u>  <u>このため、子ども・若者支援地域協議会の設置によって、基本的には、地域協議会の運営に影響が生じるものではない。</u>  <u>ただし、地域協議会の対象である18歳未満の年齢層においては支援対象が重複する場合があること、また、児童相談所や学校などが双方の協議会の構成機関となることも考えられることから、両協議会の役割分担を明確にしつつ、地域協議会の支援対象である児童が自立に必要な年齢に到達した場合の子ども・若者支援地域協議会へ適切に斡旋する等の連携・協力体制の確保に十分配慮されたい。</u>  <u>なお、子ども・若者支援地域協議会の設置・運営に係る具体的な取扱いについては、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）を参照されたい。</u></p> <p>第2章 略</p> <p>第3章</p> <p>1. 業務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている児童であって、学校及び保育所（以下「学校等」という。）に在籍する児童については、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校等から当該児童の</u></p>	<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1～6 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章</p> <p>1. 業務</p> <p>(1)～(3) 略</p>

出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。

学校等から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成22年3月24日付け雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

2～4 略

第4章～第6章 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2～4 略

第4章～第6章 略